

大阪広域環境施設組合条例第7号

大阪広域環境施設組合職員基本条例の一部を改正する条例

大阪広域環境施設組合職員基本条例（平成27年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表（第23条関係）			別表（第23条関係）		
項番号	非違行為の類型	懲戒処分の種類	項番号	非違行為の類型	懲戒処分の種類
[略]			[同左]		
70	公共の場所若しくは公共の乗物において、人を著しく <u>羞恥させ</u> 、若しくは人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること又はストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号） <u>第2条第4項</u> に規定するストーカー行為をいう。）をすること	[略]	70	公共の場所若しくは公共の乗物において、人を著しく <u>しゅう恥させ</u> 、若しくは人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること又はストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号） <u>第2条第3項</u> に規定するストーカー行為をいう。）をすること	[同左]
[略]			[同左]		

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。